



山形県公報

令和5年10月31日(火)
第451号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土壌汚染対策法による要措置区域の指定の解除……………(水大気環境課) ……1105
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用・産業人材育成課) ……1106
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……1108
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……1109
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 最上川ふるさと総合公園の利用料金……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……1111

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………1112
- 政治団体の解散……………1114
- 資金管理団体の指定……………1115
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………1116

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……同
- 令和6年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集……………(教育委員会) ……1118

正 誤

告 示

山形県告示第765号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、要措置区域の指定を次のとおり解除する。
令和5年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定を解除する区域

上市市の行政区域のうち、次の図に示す区域(次の図は省略し、その図書を環境エネルギー一部水大気環境課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類
 ^ひ砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 講じられた実施措置
 土壌汚染の除去

山形県告示第766号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、令和5年10月18日次のとおり通知があった。

令和5年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 事 件
 年末一時金等の要求に関する件
- 2 期 間
 令和5年11月8日以降事件解決の日まで
- 3 場 所

医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立リハビリテーション病院	同 上山添字神明前38番地
医療生活協同組合やまがた 協立大山診療所	同 大山二丁目26番3号
医療生活協同組合やまがた 協立三川診療所	東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき	同
医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院附属クリニック	鶴岡市文園町11番3号
医療生活協同組合やまがた メディカルフィットネスVIVID	同
医療生活協同組合やまがた 協立歯科クリニック	同 日枝字海老島159番地1
医療生活協同組合やまがた 訪問看護ステーションきずな	同
医療生活協同組合やまがた ひとみ保育園	同
医療生活協同組合やまがた 協立ケアプランセンターふたば	同 双葉町13番45号
医療生活協同組合やまがた 包括支援センターわかば	同
医療生活協同組合やまがた 協立ショートステイセンターふたば	同 日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた 介護療養型老人保健施設せせらぎ	同 文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能型住宅介護事業かがやき	東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8
医療生活協同組合やまがた サポートセンターあさひ	鶴岡市熊出字日躰31番地3
医療生活協同組合やまがた グループホーム和楽居	同 日枝字海老島63番地5

医療生活協同組合やまがた 小規模多機能施設くしびき	同	上山添神明前42番1号
医療生活協同組合やまがた しろにし診療所		山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた 居宅介護支援事業所虹	同	
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム協同の家虹	同	北町三丁目1番37号
医療生活協同組合やまがた デイサービス虹	同	
医療生活協同組合やまがた ヘルパーステーション虹	同	
医療生活協同組合やまがた 本部		鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同	民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同	
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同	
社会福祉法人山形虹の会 グループホームかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会 山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会 特別養護老人ホームかけはし	同	99番地1
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし2号館	同	
医療法人健友会 有料老人ホームてんまの家		酒田市中町三丁目2番21号
医療法人健友会 訪問看護ステーションスワン	同	5番23号
医療法人健友会 認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	2番21号
医療法人健友会 介護予防特化型通所介護あゆみ	同	5番23号
医療法人健友会 本間なかまちクリニック	同	4番12号
医療法人健友会 本間病院	同	5番23号
医療法人健友会 本間病院居宅介護支援事業所	同	
医療法人健友会 介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会 酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
医療法人健友会 高見台クリニック	同	高見台一丁目13番14号

酒田健康生活協同組合 健生ふれあいクリニック	同	泉町1番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海酒田リハビリテーション病院	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院 小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
社会医療法人松柏会 至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
社会医療法人松柏会 至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	旅籠町一丁目7番23号
社会医療法人松柏会 至誠堂ケアプランセンターみらい	同	
社会医療法人松柏会 わかばクリニック	同	
社会医療法人松柏会 地域包括支援センターかがやき	同	
社会医療法人松柏会 介護療養型老人保健施設木の実	同	
社会医療法人松柏会 サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち	同	
社会医療法人松柏会 至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
社会医療法人松柏会 至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会 篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会 かみのやま病院		上山市金谷字下河原1370番地
社会医療法人二本松会 介護老人保健施設かなやの里	同	

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第767号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和5年10月19日から適用する。
- 2 令和5年10月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第768号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和5年10月19日から適用する。
- 2 令和5年10月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和5年10月31日から同年11月14日まで縦覧に供する。

令和5年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字貫見字カミ258番3から 同 まで	旧	40.2メートル } 19.6	21 メートル
同 上	新	38.0メートル } 18.4	同 上

山形県告示第770号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円

条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為		写真撮影	1人1日につき
		映画撮影	1日につき
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,690円
	スケートパークに常時 広告物を表示する場合	外周フェンス 1広告物1平方メートル1年につき	41,970円

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

有料公園施設の名称		区 分	利 用 料 金	
展示研 修施設	企画展 示室	入場料金を徴収しない場合	1時間当たり 120円	
		入場料金を徴収する場合	1時間当たり 500円	
	研修室		1時間当たり 690円	
スケートパーク	全部を単 独で使 用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 19,940円	
		上記以外の場合	1日当たり 39,880円	
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用 する場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり 2,700円
			1か月券による利用の場合	1人1か月当たり 4,050円
			3か月券による利用の場合	1人3か月当たり 8,100円
			シーズン券による利用の場合	1人当たり 10,800円
			ナイター券による利用の場合	1人1日当たり 220円
			上記以外の場合	1人1日当たり 270円
	上記以外 の場合	回数券による利用の場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり 5,400円
			1か月券による利用の場合	1人1か月当たり 8,100円
			3か月券による利用の場合	1人3か月当たり 16,200円
シーズン券による利用の場合			1人当たり 21,600円	

			ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	440円
			上記以外の場合	1人1日当たり	540円

備考

- 1 この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいう。
 - 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
 - 3 回数券及びシーズン券の有効期間は、発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。
 - 4 ナイター券の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。
 - 5 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 適用期間
令和5年10月31日から令和8年3月31日まで

山形県告示第771号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東村山郡山辺町大字山辺地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年10月30日から令和6年3月4日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年10月31日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

- 1 政党の支部のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
自由民主党山形県ふるさと振興支部	大内理加	早坂和夫	山形市漆山3423-1 102号	参議院議員	令和5. 7. 19

2 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
参政党山形県支部連合会	阿部 浩由	隠明寺 ゆかり	山形市東原町4丁目12-22	令和 5. 6. 15

3 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤正市後援会	佐藤 正市	佐藤 正市	最上郡最上町大字法田1626-3	令和 5. 6. 9
安井かずよし後援会	高橋 郁志	安井 敏子	尾花沢市上町四丁目2-21	同 6. 12
青柳たかし後援会	青柳 貴	青柳 清子	東置賜郡高島町大字高島279-1	同 6. 16
元気な高齢社会をつくる会	田中正信	高橋悦子	村山市楯岡楯2-24	同 6. 19
山本かずお後援会	山本 和生	山本 径子	東根市本町3番17号	同 7. 1
山木よしあき後援会	山木 芳治	山木 富之	東置賜郡高島町大字亀岡4284-1	同 7. 3
栗林浩子後援会	田島 耕太郎	海和 義雄	最上郡最上町大字向町1630番地	同 7. 4
新党天童	五十嵐 浩之	五十嵐 浩之	天童市鎌田本町2丁目6番30号	同 7. 19
村山こういちを励ます会	村山 幸一	武田 豊	東村山郡山辺町近江5番地7	同 7. 20
山形県警備業連盟	本川 哲久	山田 剛	山形市松栄1-5-30	同 8. 2
こまのべ法子後援会	駒延 法子	伊藤 完治	天童市小路二丁目4番3号	同 8. 14
渋谷敏を後援する会	渋谷 敏	渋谷 俊子	飽海郡遊佐町白井新田字二本松流33番地	同 8. 17
西野桂一後援会	西野 桂一	八 歙 知一	最上郡鮭川村大字京塚3020番地	同 9. 4
令和六花塾	須藤 清市	山口 良一	南陽市赤湯1758-1	同 9. 15
庄司あたる後援会	延澤 健治	富 樫 正一	北村山郡大石田町大字大石田丙53番地	同 9. 28
たきた順子後援会	瀧田 順子	瀧田 豊	村山市駅西20番1号	同 10. 6

山形県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和5年10月31日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷 真 生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形市支部	菊地健太郎	代表者の氏名	菊 地 健 太 郎	丸 子 善 弘	令和 5. 3. 31
自由民主党山形県建設支部	太田政往	代表者の氏名	太 田 政 往	國 井 仁	同 5. 18
自由民主党山形県司法書士支部	峯田文雄	代表者の氏名	峯 田 文 雄	宮 地 真 司	同 5. 20
		会計責任者の氏名	齋 藤 知 美	遠 藤 和 法	
参政党山形3区支部	梅木千真	主たる事務所の所在地	東田川郡庄内町余目字町117	鶴岡市加茂字清水平296	同 6. 9
		代表者の氏名	梅 木 千 真	阿 部 浩 由	
自由民主党山形県山形市第九支部	伊藤香織	主たる事務所の所在地	山形市大字片谷地450	山形市桜田東2-9-20	同 7. 6
自由民主党山形県寒河江市西村山郡第一支部	榎津博士	政治団体の名称	自由民主党山形県寒河江市西村山郡第一支部	自由民主党山形県寒河江市第二支部	同 7. 14
自由民主党長井市支部	安部義裕	代表者の氏名	安 部 義 裕	鈴 木 富 美 子	同 8. 2
自由民主党舟形町支部	石山和春	主たる事務所の所在地	最上郡舟形町富田421-2	最上郡舟形町長沢2780番地5	同 8. 8
		代表者の氏名	石 山 和 春	八 畝 太	
		会計責任者の氏名	荒 澤 広 光	伊 藤 欽 一	
自由民主党山辺町支部	鈴木学	主たる事務所の所在地	東村山郡山辺町大字山辺575-1-201	東村山郡山辺町大字根際342番地	同 8. 24
		代表者の氏名	鈴 木 学	鈴 木 孝	
		会計責任者の氏名	神 保 稔	斉 藤 昭 彦	
自由民主党鶴岡支部	野村廣登	会計責任者の氏名	畑 田 一 志	石 塚 慶	同 9. 1
自由民主党新庄市支部	伊藤誠之	会計責任者の氏名	佐 藤 卓 也	小 野 周 一	同 10. 5

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
まほろばづくり後援会	竹田正樹	政治団体の名称	まほろばづくり後援会	高島版SDGs後援会	令和 5. 3. 1
明るい民主市政をつくる会	高橋健	代表者の氏名	高 橋 健	加 藤 實	同 3. 31

山形県司法書士政治連盟	峯田文雄	代表者の氏名	峯田文雄	宮地真司	同 5.20
		会計責任者の氏名	齋藤知美	遠藤和法	
鏡よしひろ後援会	飯島佳祐	代表者の氏名	飯島佳祐	鏡善弘	同 5.31
はが道也後援会	芳賀道也	会計責任者の氏名	芳賀正樹	江口忠博	同
矢口あきこ後援会	矢口明子	主たる事務所の所在地	酒田市東大町1-9-5	酒田市中町3丁目4-10-905	同 6.12
山形県農協政治連盟	三浦康彦	代表者の氏名	三浦康彦	太田政士	同 7.14
照友会	野口健二	代表者の氏名	野口健二	矢野博之	同 7.27
すずき照一後援会	太田進	代表者の氏名	太田進	村山利夫	同
		会計責任者の氏名	國井篤	佐々木孝宏	
矢口あきこ後援会	矢口明子	主たる事務所の所在地	酒田市松原南24-2	酒田市東大町1-9-5	同 9.6

山形県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年10月31日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県参議院選挙区第一支部	大内理加	令和5.3.15
自由民主党山形県東置賜郡第三支部	島津良平	令和5.4.30
自由民主党山形県寒河江市第一支部	小野幸作	令和5.6.18
自由民主党山形県酒田市第三支部	星川純一	令和5.6.20
自由民主党山形県新庄市第二支部	山科朝則	令和5.7.6

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
最新政治経済研究会	坂本貴美雄	令和5.4.22
小関秀一後援会	小関進	令和5.4.28

渡辺ゆり子後援会	峰 田 邦 子	令和 5. 4. 29
今野誠一後援会	丹 野 金 一	令和 5. 4. 30
おりはら政信後援会	折 原 政 信	令和 5. 5. 8
志田英紀羽黒後援会	丸 山 成 人	令和 5. 5. 16
鏡よしひろ後援会	飯 島 佳 祐	令和 5. 6. 1
清野忠利後援会	金 村 信 二	令和 5. 8. 1
古山しげみ後援会	古 山 繁 巳	令和 5. 8. 5
こんの誠後援会	鈴 木 公 一	令和 5. 8. 5
山田のりお後援会	伊 藤 晴 康	令和 5. 8. 9

山形県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和5年10月31日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青 柳 貴	高島町議会議員	青柳たかし後援会	東置賜郡高島町大字高島279-1	令和 5. 6. 14
山 本 和 生	東根市議会議員	山本かずお後援会	東根市本町3番17号	同 7. 1
阿 部 恭 平	山形県議会議員	あべ恭平後援会	西村山郡河北町谷地字東553番地の1	同 7. 14
西 野 桂 一	鮭川村議会議員	西野桂一後援会	最上郡鮭川村大字京塚3020番地	同 9. 4
須 藤 清 市	南陽市議会議員	令和六花塾	南陽市赤湯1758-1	同 9. 14

山形県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和5年10月31日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
竹 田 正 樹	まほろばづくり後援会	政治団体の名称	まほろばづくり後援会	高畠版SDGs後援会	令和 5. 3. 1
矢 口 明 子	矢口あきこ後援会	主たる事務所の所在地	酒田市東大町1-9-5	酒田市中町3丁目4-10-905	同 6.12
矢 口 明 子	矢口あきこ後援会	主たる事務所の所在地	酒田市松原南24-2	酒田市東大町1-9-5	同 9. 6

山形県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年10月31日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
坂 本 貴 美 雄	最新政治経済研究会	令和 5. 4. 22
折 原 政 信	おりはら政信後援会	令和 5. 5. 8

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第16号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月31日

山形県病院事業管理者 大澤賢史

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
第17条第1項の表課長補佐の項中「医事経営企画課及び新病院整備課」を「医事経営企画課」に改める。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、可搬式冷暖房機の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年10月31日

山形県知事 吉村美栄子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

- (2) 日時 令和5年11月22日（水） 午前11時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び数量 可搬式冷暖房機 180台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月18日（月）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2721
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年11月13日（月）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されて

いない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月9日（木）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Spot cooler with heat pump Quantity: 180
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. November 22, 2023
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2721

令和6年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

令和5年10月31日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

学 校 名	全 日 制 の 課 程			定 時 制 の 課 程		特 記
	設 置 学 科	入学定員	入学定員	設置学科	入学定員	
山形県立山形東高等学校	普通 探究	理数探究、国際 探究	160 80			一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同 山形南高等学校	普通 理数		200 40			
同 山形西高等学校	普通		200			
同 山形北高等学校	普通 音楽		160 40			
同 山形工業高等学校	工業	機 械 技 術 電 気 電 子 情 報 技 術 建 築 土 木 ・ 化 学	40 40 40 40 40			
同 山形中央高等学校	普通 体育	ス ポ ー ツ	160 80			
同 霞城学園高等学校				普通	午前 40 午後 40 夜 40	

同	上山明新館高等学校	普通 農業 商業	食料生産 情報経営	160 40 40				
同	天童高等学校	総合		120				
同	山辺高等学校	家庭 看護	食物 福祉 看護	40 40 40				
同	寒河江高等学校	普通		200				普通科一般コース 160名、普通科探究 コース40名をそれぞ れ募集する。
同	寒河江工業高等学校	工業	メカニカルエン ジニア ロボットエンジ ニア ITエンジニア	40 40 40				
同	谷地高等学校	普通		80				
同	左沢高等学校	総合		40				
同	村山産業高等学校	農業 工業 商業	農業経営 みどり活用 機械 電子情報 流通ビジネス	40 40 40 40 40				
同	東桜学館高等学校	普通		200				入学定員に併設型 中学校からの入学者 数も含む。
同	北村山高等学校	総合		120				
同	新庄北高等学校	普通		160	普通		夜 40	普通科一般コース 120名、普通科探究 コース40名をそれぞ れ募集する。
	最上校	普通		40				
同	新庄南高等学校	普通		80				
	金山校	普通		40				
同	新庄神室産業高等学校	農業 工業 商業	食料生産 農産活用 機械電気 環境デザイン ビジネス創造	40 40 40 40 40				
	真室川校	普通		40				
同	米沢興譲館高等学校	普通 探究	理数探究、国際 探究	120 80				一般入学者選抜に おいて、理数探究科 と国際探究科をあわ せて、探究科として 募集する。
同	米沢東高等学校	普通		160				

同	米沢工業高等学校	工業	機 械 生産デザイン 電 気 情 報 建 築 環 境 工 学	40 40 40 40 40	総合		夜 40	全日制の課程において、機械科と生産デザイン科、建築科と環境工学科は、それぞれまとめて募集する。
同	米沢商業高等学校	商業	商 業	80				
同	置賜農業高等学校	農業	食料生産経営 農業資源活用	40 40				
同	南陽高等学校	普通		160				
同	高島高等学校	総合		80				
同	長井高等学校	普通		200				普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同	長井工業高等学校	工業	機 械 電 子 福 祉 環 境	40 40 40				
同	荒砥高等学校	総合		40				
同	小国高等学校	普通		40				
同	致道館高等学校	普通 理数		200 80				
同	鶴岡工業高等学校	工業	機 械 電 気 電 子 情 報 通 信 建 築 環 境 化 学	40 40 40 40 40				
同	鶴岡中央高等学校	普通 総合		120 120				
同	加茂水産高等学校	水産	水 産	40				
同	庄内農業高等学校	農業	食 料 生 産 食 品 科 学	40 40				
同	庄内総合高等学校	総合		80	総合		昼 40	
同	酒田東高等学校	普通 探究	理数探究、国際 探究	120 80				一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同	酒田西高等学校	普通		120	普通		昼 40	
同	酒田光陵高等学校	普通 工業 商業 情報	機 械 制 御 電 気 電 子 環 境 技 術 ビ ジ ネ ス 流 通 ビ ジ ネ ス 会 計 情 報	80 40 40 40 40 40				
同	遊佐高等学校	総合		40				
	合 計			6280			280	

※山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校の「探究科」は、理数に関する学科である理数探究科

と国際関係に関する学科である国際探究科を合わせて募集する場合の総称として記載しています。

2 山形県立高等学校通信制の課程

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立霞城学園高等学校	普 通	120
	服 飾	40
同 庄内総合高等学校	普 通	80

3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県 下 一 円	普 通	若干名
		保健医療	若干名
同 山形聾学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 山形養護学校	県 下 一 円	普 通	14
同 米沢養護学校	【総合コース】米沢市、南陽市、高島町、川西町	普 通	22
	【就労コース】米沢市、南陽市、高島町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町		
同 米沢養護学校西置賜校	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	11
同 ゆきわり養護学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 鶴岡養護学校	鶴岡市、庄内町、三川町	普 通	14
同 酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普 通	14
同 新庄養護学校	【総合コース】新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	普 通	22
	【就労コース】総合コース同様		
同 村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校	村山市、天童市、東根市、尾花沢市、大石田町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校大江校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	普 通	11
同 上山高等養護学校	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町	普 通	24
同 鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町	普 通	16

(注) 受入れ区域について特別な事情がある場合には、県教育委員会が調整する。

4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立山辺高等学校	看 護	40

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学 校 名	受入れ区域			設置学科	入学定員	
山形県立山形盲学校	県	下	一	円	理 療	若干名
同 山形聾学校	県	下	一	円	商業技術 生産技術	若干名 若干名

別記1

令和6年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和6年3月に県内の中学校、これに準ずる県内の学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者
 - イ 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確かつ適切であること。
 - ロ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
 - ハ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。
 - ニ 体育科については、得意運動種目を有すること。
 - ホ 音楽科については、得意領域（声楽、器楽）を有すること。
- (2) 合格した場合は、入学が確約できる者

2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 対象学科・募集人員

別に定める。

4 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 出願に必要な書類

- イ 共通に必要な書類
 - (イ) 推薦入学願書
 - (ロ) 自己推薦書
 - (ハ) 調査書
- ロ 個別に必要な書類
 - (イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、令和6年1月19日（金）から同月25日（木）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要なに応じて実施される適性検査、作文・実技検査、基礎学力検査等の結果を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

- (1) 面接、適性検査及び作文・実技検査、基礎学力検査等は、令和6年2月2日（金）に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査、基礎学力検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和6年2月9日（金）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和6年3月17日（日）に行う。

第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、令和6年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立新庄南高等学校金山校及び県立小国高等学校）

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、令和6年1月19日（金）から同月25日（木）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

(1) 面接は、令和6年2月2日（金）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和6年2月9日（金）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和6年3月17日（日）に行う。

第3 一般入学者選抜

1 志願資格

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 令和6年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学校」という。）を修了（以下第3において「卒業」という。）する見込みの者で、令和6年度推薦入学者選抜又は中高一貫における連携型入学者選抜において合格内定していない者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

イ 一般入学願書

ロ 調査書

(2) 個別に必要な書類

イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

ロ 学区外高等学校志願許可書

県教育委員会に「学区外高等学校志願許可願」を提出し許可を受けたとき。

ハ 県外志願者受入れ校への届出書及び当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書

「県外志願者受入れ制度」により、山形県外からの志願者受入れを認められている高等学校に、県外から志願するとき。

ニ 推薦入学者選抜受検票又は連携型入学者選抜受検票

推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜に漏れた者が、同一高等学校に志願するとき。

ホ 推薦入学者選抜願書の写し又は連携型入学者選抜願書の写し

推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜に漏れた者が、他の高等学校に志願するとき。

ヘ 在籍高等学校長の志願承諾書

高等学校に在籍のまま志願するとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、令和6年2月16日（金）から同月22日（木）正午までの間、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

(1) 本検査

イ 学力検査は、令和6年3月7日（木）に志願先高等学校で受検するものとする。

ロ 適性検査は、令和6年3月8日（金）に志願先高等学校で行うものとする。

(2) 追検査

イ 学力検査は、令和6年3月12日（火）に志願先高等学校で受検するものとする。

ロ 適性検査は、令和6年3月13日（水）に志願先高等学校で行うものとする。

合格者の発表は、令和6年3月17日（日）に受検番号のWebへの公開及び志願先高等学校における掲示によって行う。

第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜

1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、令和6年4月1日現在で18歳以上の者とする。

2 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 一般入学願書

(2) 出身中学校の卒業証明書

(3) 提出期間

一般入学願書及び卒業証明書は、令和6年2月16日（金）から同月22日（木）正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

(1) 作文及び面接は、令和6年3月7日（木）に行う。

(2) 合格者の発表は、令和6年3月17日（日）に受検番号のWebへの公開及び志願先高等学校における掲示によって行う。

第5 注意事項

1 入学願書には、入学者選抜手数料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。

2 国立諸学校に合格し、入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。

3 この要項に定めるもののほか、細部については、令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

別記2

令和6年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和6年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記2において「中学校」という。）を修了（以下別記2において「卒業」という。）する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者。ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の令和6年度入学予定者に限る。

2 募集区域

県下一円

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 入学願書

学校所定のものに入学者選抜手数料として300円の山形県収入証紙を貼り、消印しないこと。

(2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、成人の志願者（令和6年4月1日現在で18歳以上の者）については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

(3) 提出期間

令和6年3月1日（金）から同月22日（金）午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

- (1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。
- (2) 合格者の発表は、令和6年3月28日（木）までに行う。3(3)に掲げる期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

5 その他

- (1) 細部については、令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。
- (2) 出願に必要な書類の提出先は、当該高等学校の募集要項による。

別記3

令和6年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 令和6年3月に中学校、特別支援学校の中学部又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記3において「中学校」という。）を修了（以下別記3において「卒業」という。）する見込みの者

ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者

ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者

ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校及び新庄養護学校高等部就労コース、米沢養護学校高等部就労コースにおいては、知的発達が遅滞があり、就労を目指す教育課程を履修できる者とする。

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

3 入学志願及び調査書等の提出

- (1) 入学志願は1人1校とする。

- (2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校及び特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

- (3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

- (1) 本検査

イ 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

ロ 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

ハ 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

- (2) 追検査

追検査の内容は本検査の内容から各校の校長が定める。

6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行う。志願者の在籍又は出身学校長に通知するとともに、志願者に選考結果を通知する。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

別記4

令和6年度山形県立山辺高等学校専攻科（看護）入学志願要項

1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を令和6年3月卒業見込みの者とする。

2 出願期間

令和6年1月19日（金）から同月25日（木）正午まで

3 提出書類

学校所定の入学願書

入学者選抜手数料は要しない。

4 選抜

卒業の判定をもって行う。

5 合格発表

令和6年2月16日（金）正午予定

6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

別記5

令和6年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 高等学校又は特別支援学校の高等部を令和6年3月卒業見込みの者

ロ 高等学校又は特別支援学校の高等部を卒業した者

ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者

ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

3 入学願書及び調査書等の提出

(1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

(2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

(1) 本検査

イ 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

ロ 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果等により、総合的に検討し、入学者を判定する。

ハ 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校（視覚障がい又は聴覚障がい）の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。

(2) 追検査

追検査の内容は本検査の内容から各校の校長が定める。

6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 4. 7. 8	第319号	674	下から 7	黒沢ファーム	黒澤ファーム
同	同	同	下から 5	1495番地	1673番地

令和5年10月31日印刷 発行所 山形県庁
令和5年10月31日発行 発行人 山形県